

平成 19 年 12 月 3 日

ご契約者の皆様へ

### 保険料控除制度改定のご案内

2006 年の税制改正により、2007 年 1 月 1 日以降は従来の「火災保険・傷害保険等に対する損害保険料控除制度」が廃止され、「地震保険料控除制度」が新設されました。経過措置として、下記の条件をすべて満たすご契約につきましては、引き続き損害保険料控除が適用されます。

- ・ 保険始期日が 2006 年 12 月 31 日以前のご契約
- ・ 保険期間が 10 年以上で、満期返れい金をお支払いすご契約
- ・ 2007 年 1 月 1 日以降、保険料の変更が生じる契約内容の変更がないご契約

### 地震保険料控除制度について

1. 2007 年度の所得税の計算から、50,000 円を限度に地震保険料の全額を総所得金額から控除することができます。

(2008 年度の住民税から、25,000 円を限度に地震保険料の半分を総所得金額から控除することができます。)

2. 2006 年 12 月 31 日以前に保険契約を開始した積立型保険で、保険期間が 10 年以上のご契約につきましては、経過措置として地震保険料控除の対象となります。

(所得税につき、15,000 円、住民税につき 10,000 円を限度に総所得金額から控除することができます。)

なお、生命保険料控除の対象となっております損害保険契約(医療費用保険、がん保険、所得補償保険、団体長期障害所得保障保険)については、変更はありません。

以上

「やすらぎ」の設計が私たちの使命です。

**保険システム** 株式会社

**INSURANCE SYSTEM CO.LTD**